

「生活習慣病管理料Ⅱ」の施設基準に基づく掲示 当院では患者さんの状態に応じ、 「28日以上 of 長期の処方を行うこと」 「リフィル処方せんを発行すること」を 行うことができます。

- 生活習慣病など慢性疾患の患者さんが増えていることに対応し、当院では症状が安定している患者さんに対して、お薬の「28日以上 of 長期の処方を行うこと」「リフィル処方せんを発行すること」を行うことができます。
- 長期の処方や、リフィル処方せんをご希望の場合、担当の医師へご相談ください。ただし、対応可能かどうか、担当医が病状に応じて判断します。

「リフィル処方せん」（期限内に、指定された回数を使える処方せん）のしくみ

- 「リフィル処方せん」とは、症状が安定している患者さんを対象に、処方せんを発行した医師と薬剤師が適切に連携するなかで、一定期間内に「指定された回数」を使うことができるものです(最大3回まで)。
- お薬の投与期間と、処方せんが使える回数は、担当の医師が、患者さんの病状から判断します。



リフィル処方せんの留意事項

- ①投薬量に限度が定められている医薬品(新薬、抗精神薬、麻薬等)、貼付剤(湿布薬等)は、リフィル処方できません。
- ②「リフィル処方せん」は、期間中、ご自身で管理する必要があります。万が一、紛失した場合、診察を受けていただき、処方せんを発行します(有料)。
- ③1回目に処方せんを薬局に持ち込むときは、通常と変わらず、発行日を含む4日以内が使用期限です。
- ④1回目につき、2回目、3回目は、次回調剤予定日を含まない前後7日間の間に薬局にでかけ、調剤を受ける必要があります。期間を過ぎた場合、薬剤師は診察を受けることを勧めます。
- ⑤1回目に「リフィル処方せん」を持ち込んだ薬局から、2回目、3回目の調剤予定日前後に、電話連絡等が入ることがあります。
- ⑥2回目、3回目を、1回目とは異なる薬局へ「リフィル処方せん」を持ち込んだ場合、1回目の薬局と2回目、3回目の薬局が連絡を取り合い、情報提供がなされる場合があります。
- ⑦薬剤師は、2回目、3回目の調剤にあたり、患者さんに体調等をお尋ねし、「リフィル処方せん」の期間内であっても、調剤を行わず患者さんに受診を勧め、処方医へ情報提供を行う場合があります。